

令和3年5月25日  
東御市告示第75号

## 東御市シティプロモーションロゴマークの使用取扱要綱

### (目的)

第1条 この告示は、東御市のシティプロモーションに使用するロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、ロゴマークの有効的な活用を図ることを目的とする。

### (ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

### (権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

### (使用承認申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（第5条第2項において「申請者」という。）は、あらかじめ東御市シティプロモーションロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体が業務の目的で使用するとき。
- (2) 市の主催又は共催の事業で使用するとき。
- (3) 市内の学校、保育所等が教育又は保育の目的で使用するとき。
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

### (使用承認審査)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はその恐れがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与え、若しくは与える恐れのある場合。
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又はその恐れがあるとき。
- (4) 市のイメージを損ねる恐れがあるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、東御市シティプロモーションロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものと

する。

3 市長は、使用の承認（以下「使用承認」という。）に際し、必要な条件を付すことができる。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用期間）

第7条 ロゴマークを使用できる期間は、使用を承認した日から起算して最大1年とする。

ただし、使用期間満了の日までに双方に別段の意思表示がない場合は、使用期間を期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後この例による。

（使用承認の変更）

第8条 使用者は、承認された内容を変更使用とするときは、あらかじめ東御市シティプロモーションマークロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった時は、その内容を審査し、変更の可否を決定し、東御市シティプロモーションロゴマーク使用変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者（前条第2項の規定により変更の承認を受けた使用者を含む。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用は、使用承認を受けた目的及び用途のみに使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて、東御市シティプロモーションロゴマーク使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) ロゴマークを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合又はその恐れがある場合は、書面による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 使用目的以外に使用したとき。
- (3) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

2 市長は前項の規定により使用承認の取消しを決定したときは、東御市シティプロモーションロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の通知があった日以降、当該使用承認に係る物件を使用してはならない。

（免責）

第11条 市長は、使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

2 市長は、前条第1項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、その賠償の責任を一切負わない。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和3年5月25日から施行する。

別図（第2条関係）



様式第1号（第4条関係）

東御市シティプロモーションロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

（申請先）東御市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

次のとおり東御市シティプロモーションロゴマークを使用したいので、申請します。

使用目的 （該当項目にチェックをしてください）	<input type="checkbox"/> 印刷物（ポスター・チラシ・パンフレット・封筒、包装用紙、名刺等） <input type="checkbox"/> 看板・店舗壁面・商品POP等 <input type="checkbox"/> WEB（HP等）上での使用 <input type="checkbox"/> 販促用の景品（うちわ、タオル、ステッカー等） <input type="checkbox"/> その他（ ）
具体的内容 （数量、サイズ、使用場所等を詳しく記載してください。）	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
連絡先	担当者名： 電話番号： E-mail：
備考	

添付書類：使用する物件の見本（写真、印刷原稿、イメージ画等）

使用場所（箇所）の図

様式第2号（第5条関係）

東御市シティプロモーションロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

東御市長

年 月 日付けで申請のありました東御市シティプロモーションロゴマークの使用について、次のとおり決定したので通知します。

決定内容	承認	不承認
不承認の理由		
使用期間		
使用条件		

様式第3号（第8条関係）

東御市シティプロモーションロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日

（申請先）東御市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付けで承認を受けた東御市シティプロモーションロゴマークの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

前回の承認を受けている申請内容 (変更のある部分だけ記載してください)	変更後の内容
連絡先	担当者名： 電話番号： E-mail：

添付書類：東御市シティプロモーションロゴマーク使用承認通知書の写し  
変更する内容が分かる見本等

様式第4号（第8条関係）

東御市シティプロモーションロゴマーク使用変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

東御市長

年 月 日付けで申請のありました東御市シティプロモーションロゴマークの使用について、次のとおり決定したので通知します。

決定内容	承認	不承認
不承認の理由		
変更条件		

様式第 5 号（第 10 条関係）

東御市シティプロモーションロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日

様

東御市長

年 月 日付けで申請のあった東御市シティプロモーションロゴマークの使用変更について、東御市シティプロモーションロゴマーク使用取扱要綱第 10 条の規定により、下記のとおり承認を取り消します。

記

1. 取り消しの対象

2. 取消の理由